

履歴事項全部証明書

東京都千代田区二番町9番3号
一般財団法人社会変革推進機構

会社法人等番号	0100-05-029129
名 称	一般財団法人社会変革推進機構
主たる事務所	東京都千代田区二番町9番3号
法人の公告方法	<p>電子公告により行う。 https://sites.google.com/view/shakaihenkakusuishinkikou</p> <p>事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、官報による。</p>
法人成立の年月日	平成30年9月20日
目的等	<p>目的</p> <p>この法人は、国及び地方公共団体だけでは対応することが困難な社会の諸課題の解決を図ることを目的として民間の団体が行う公益に資する活動であって、これが成果を収めることにより国民一般の利益の一層の増進に資することとなるもの（以下、「民間公益活動」という。）を促進することを目的とする。この目的をもって、社会の諸課題の解決のための自律的かつ持続的な仕組みを構築し、社会における大きな変革（ソーシャルイノベーション）の実現を目指す。</p> <p>事業</p> <p>この法人は上記の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 民間公益活動を行う団体に助成等を行う団体に対し、助成等の実施に必要な資金について助成又は貸付けを行うこと。 (2) 民間公益活動を行う団体に対し、民間公益活動の実施に必要な資金の貸付けを行うこと。 (3) 休眠預金等交付金の受入れを行うこと。 (4) 民間公益活動の促進に関する調査及び研究を行うこと。 (5) 民間公益活動の促進に資するための啓発活動及び広報活動を行うこと。 (6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務 <p>2 前項のほか、この法人の目的を達成するために必要な業務を行う。</p>
役員に関する事項	<p>評議員 磯崎功典</p> <p>評議員 大田弘子</p> <p>評議員 柴田弘之</p> <p>評議員 杉田亮毅</p>

	評議員 高橋陽子
	評議員 高木剛
	評議員 田中明彦
	評議員 樽見弘紀
	評議員 丹呉泰健
	評議員 [REDACTED]
	評議員 二橋正弘
	代表理事 坂東真理子
	理事 坂東真理子
	理事 青柳光昌
	理事 金田修
	理事 高石良伸
	理事 [REDACTED]
	理事 永田俊一
	会計監査人 大光監査法人
	監事 須永明美
	監事 [REDACTED]

東京都千代田区二番町9番3号
一般財団法人社会変革推進機構

役員等の法人に対する責任の免除に関する規定	この法人は、役員の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律198条において準用される第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。
非業務執行理事等の法人に対する責任の限度に関する規定	この法人は、非業務執行理事等との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。
会計監査人設置法人に関する事項	会計監査人設置法人
登記記録に関する事項	設立 平成30年 9月20日登記

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。
(東京法務局管轄)

平成30年 9月26日
東京法務局港出張所
登記官

和 久 井 文 夫